

新1年生保護者のみなさまへ

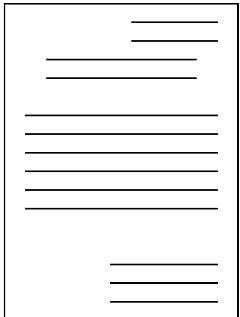
大阪市立川北小学校

令和8年度（2026年度）就学援助制度 「早期1」申請について

「早期1」申請は小・中学校入学前に「入学準備補助金」の支給を希望する場合の申請です。一緒に配付しているリーフレット「令和8年度（2026年度）就学援助制度のお知らせ（早期1）」をご覧ください。

申請を希望されるかたは

① 申請書



② 証明書類



③ 通帳または キャッシュカードの コピー



※通帳の場合、口座名義、
口座番号がわかるページ
(申請者名義のもの)

① ② ③ を小学校に 持参 または 郵送 で提出してください。

提出期限 … 令和7年12月19日（金）まで

提出先 … 大阪市立川北小学校 事務室

中学校新1年生の方も、小学校に提出してください。

※ 申請書を受け付けた際には、「受領書」を発行します。

申請書を提出したのに受領書が届かない場合は、川北小学校 事務室まで
ご連絡ください。

《お問合せ先》

大阪市立川北小学校 事務室（電話：06-6473-0041）

学校運営支援センター 就学支援グループ（電話：06-6115-7653）

そきよう
早期1用

れいわ
令和
ねんど
8年度

しゅう
就

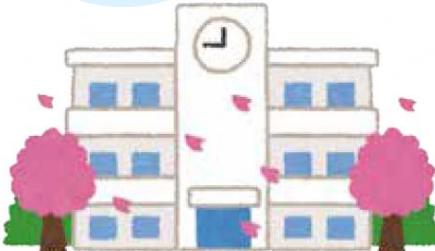
がく
学

えん
援

じょ
助

せい
制

ど
度



おおさかし けいさいてき こま かてい ほごしゃ かた
大阪市では、経済的に困られている家庭の保護者の方に、
がっこうきょうざいひ こうがいかつどうひ えんじょ おこな
学校教材費・校外活動費などの援助を行っています。

どんな援助が受けられるの？

区分	入学準備補助金 (定額) ※新1・7年生が対象	学校教材費 校外活動費 (実費)	修学旅行費 林間・臨海学習費 (実費)
小学校	57,060円 (令和7年度実績額)	<ul style="list-style-type: none"> 計算ドリル代 副読本(教科ワークブック)代 遠足代 調理実習費 	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊費 交通費 入場見学費 旅行傷害保険料
中学校	63,000円 (令和7年度実績額)		

※ 上記以外に、給食費、通学費、医療費などがあります。

※ 入学準備補助金は、小・中・義務教育学校の新1年生、義務教育学校の新7年生が対象です。

また、認定日が4月2日以降の場合や他制度により同趣旨の経費が支給されている場合は対象外です。

※ 実費の詳細については、お子さまが入学・進級予定の小・中・義務教育学校へお問い合わせをお願いします。

※ 費目・金額等は令和7年度の実績です。今後変更される場合がございます。

ひと たいしょう

どんな人が対象となるの？

- 市民税が非課税の方
- 児童扶養手当の支給を受けている方
- 経済的に困っており、所得基準額以下の方

- 国民年金保険料を減免された方
- 国民健康保険料を減免または徴収猶予された方
- 生活保護を受けている方

どのようにして申請するの？

援助を希望される方は、別途配布する申請書に必要事項を記入のうえ、必要な書類を添付して、お子さまが入学・進級予定の小・中・義務教育学校に提出してください。毎年度申請が必要となります。

※ 入学前に入学準備補助金を受け取れる申請期限は 令和7年12月19日（金曜日）まで

※ 制度の詳細については、別途配布する「令和8年度就学援助制度のお知らせ」

または、右側のQRコードから大阪市ホームページにてご確認ください。



うら らん
(裏をご覧ください)



しつもん ～よくあるご質問～

Q1 入学準備補助金は、保護者に直接支給されますか？

A1 入学準備補助金は、保護者に直接支給します。

その他の学校教材費などは、保護者の同意に基づき、学校徴収金（児童費・生徒費会計）に充てますので保護者への支給はありません。

Q2 就学援助を受けていることを他の家庭に知られませんか？

A2 審査結果の通知は、教育委員会から申請書に記載いただいた住所宛てに保護者の方へ郵送します。申請書を提出したこと、認定や受給についても他の人に知られないよう十分配慮しております。

Q3 「きょうだい」がいますが、申請はそれぞれに必要ですか？

A3 「きょうだい」が同じ小・中・義務教育学校にお通いの場合は、まとめてご申請いただけます。別の学校に入学・進級される場合、学校ごとに申請が必要です。

Q4 昨年の収入は多かったのですが、今は失業中で困っています。どうしたらいいですか？

A4 原則、令和7年中の所得で審査しますが、主たる生計維持者が失業（自己都合は除く）や傷病などにより収入が減少した場合は、令和8年中の見込所得により審査することができます。詳細については、学校または下記のお問合せ先までご相談ください。

【お問合せ先】

大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当（就学支援グループ）

電話 06-6115-7653 ファックス 06-6115-8170

令和8年度（2026年度）就学援助制度のお知らせ（早期1）

大阪市では、お子さまが大阪市立の小・中・義務教育学校に通学し、経済的に困られている家庭の保護者の方に、学校教材費や給食費などを援助する「就学援助制度」を設けています。

この「お知らせ」で案内している「早期1」の申請で認定された方には「入学準備補助金」を入学前に支給する予定です。

1 援助を受けられる方

申 請 理 由		備 考
① 市民税が非課税の方		所得割額・均等割額とともに0円の方
② 固定資産税を減免された方		理由が火災、地震等の災害によるもの
③ 個人事業税を減免された方		令和7年度に減免された方が対象
④ 国民年金保険料を減免された方		保護者全員が国民年金保険料を減免されていること
⑤ 国民健康保険料を減免または徴収猶予された方		保護者全員が国民健康保険料を減免・猶予されていること
⑥ 児童扶養手当の支給を受けている方		児童手当、特別児童扶養手当とは異なる
⑦ 生活福祉資金の貸付決定を受けた方		令和7年4月1日以降に決定を受けた世帯が対象
⑧ 雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者の方		手帳を有する方以外の保護者に収入がある場合は除く
⑨ 火災、風水害、震災、その他の災害にあった方		令和7年度に自宅が災害にあった方が対象
⑩ 生活保護を停止または廃止された方		世帯状況の変更や指示違反による停止・廃止者は除く
⑪ 生活保護を受けている方		
⑫ ①～⑪の理由には該当しないが、経済的に困っており所得基準額以下の方		

※「早期1」では申し込めません。申請理由⑫での申請は、令和8年1月以降に改めて「お知らせ」を配付します。

- (注1) 「入学準備補助金」を含む申請は、今回の「早期1」以外に、「早期2」「一般1」「一般2」でも申請ができます。
国立・私立の小・中学校や特別支援学校に入学されたり、3月末までに市外へ転居されたりするなど、大阪市立の学校に入らなかった方が、入学準備補助金の支給を受けた場合は、返金していくことになりますので、ご注意ください。
- (注2) 府立咲くやこの花中学校・水都国際中学校へ入学される方は、別途学校を通じて案内します。
- (注3) 生活保護、母子生活支援施設入所により、同趣旨の給付を受けられる場合、就学援助費の「入学準備補助金」は支給の対象外となります。

2 申込方法

※申請後に大阪市立の学校に入学しないこととなった場合は、速やかに申請書を提出した学校に申し出てください。

提出書類	就学援助申請書兼世帯状況票、証明書類（2ページ） 4.申請に必要な証明書類 参照）、振込先の預金通帳やキャッシュカード等のコピー（必ず申請者名義のもの） ※ 令和7年度に6年生で就学援助認定を受けた方も、中学校新1年生・義務教育学校新7年生での申請が必要です。
提出場所	小学校・義務教育学校 新1年生：通学予定の小学校 ※ ただし、転居、学校選択制等で通学区域外の学校に通うことが決まっている場合はその学校 中学校 新1年生、義務教育学校 新7年生：在学中の小学校、義務教育学校 ※ 申請書等にはたいへん重要な情報が含まれています。保護者の方が持参又は学校への送付をお願いします。
提出時期	令和7年12月1日（月曜日）～令和7年12月19日（金曜日）
結果通知	令和8年2月末予定 ※ 教育委員会から申請書に記入された住所に郵送します。

3 申請時期

※「早期1」で提出し忘れても、「早期2」以降で提出できます。

申 請 区 分	申 請 期 限	申 請 理 由	審査結果の通知時期	申請できる学年
早期1 (書類審査)	令和7年 12月19日 (金曜日)まで	①～⑪	2月末日 予定	新1年生 新7年生 のみ※
早期2 (書類審査)	令和8年3月12日（木曜日）まで	①～⑪	5月末日予定	全学年
一般1 (税情報利用)	令和8年5月12日（火曜日）まで	①・⑫	8月末日予定	全学年
一般2 (書類審査)	令和8年6月30日（火曜日）まで	①～⑫	8月末日予定	全学年
随 時	令和8年7月1日以降随時	①～⑫	受理後30日以内	全学年

今回はこちらのご案内です。
※4月に新1年生・新7年生と同じ学校に通うきょうだいがおられる場合は、きょうだいも同時に申請できます。
(ただし、きょうだいは「早期2」の取扱いとなります。きょうだいの審査結果の通知は5月末予定です。)

「早期2」以降の「お知らせ・申請書等」については、学校から令和8年1月以降に配付します。

「一般1」以降は①～⑪の申請理由以外にも⑫所得基準による審査を行います。

(注)「随时」は認定日が申請日以降になり、入学準備補助金は支給されません。

4 申請に必要な証明書類

- ▶ 複数の申請理由に該当する場合は、どれか1つの申請理由が確認できる証明書類を添付してください。
- ▶ 状況に応じ、記載している証明書類以外の提出を求める場合があります。

申請理由		証明書類
① 市民税が非課税の方 ※生計を一にする世帯全員が所得割額・均等割額ともに0円である場合に対象となります。	など	<ul style="list-style-type: none"> ○市民税・府民税・森林環境税証明書（原本） ○市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）（コピー） <p>※令和7年度分を提出してください。 ※証明書類については、申請書裏面に詳しく記載しています。</p>
② 固定資産税を減免された方 ※新築住宅減税は対象外です。		<ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税・都市計画税（土地・家屋）税額変更通知書（コピー）及び減免理由を確認できる書類（コピー） <p>※令和7年度分を提出してください。</p>
③ 個人事業税を減免された方		<ul style="list-style-type: none"> ○個人事業税減免決定通知書（コピー） <p>※令和7年度分を提出してください。</p>
④ 国民年金保険料を減免された方 ※保護者全員が減免されている場合に対象となります。 (保護者全員分の書類が必要です)	いすれか	<ul style="list-style-type: none"> ○国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書（コピー） ○国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書（コピー） ○(上記のいずれもないとき) 年金事務所が発行する証明書（原本） <p>※申請日現在、減免を受けていることを証明する書類を提出してください。</p>
⑤ 国民健康保険料を減免または徴収猶予された方 ※保護者全員が減免・徴収猶予されている場合にのみ対象となります。 ※未就学児の子どもにかかる軽減は対象外です。		<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険料（変更）決定通知書（コピー） <p>※令和7年度分の通知書全体をコピーしたものが需要です。</p>
⑥ 児童扶養手当の支給を受けている方 ※児童生徒が支給対象になっている場合に限ります。 ※「児童手当」「特別児童扶養手当」とは違います。ご注意ください。	いすれか	<ul style="list-style-type: none"> ○児童扶養手当証書（名前・住所が確認できるページのコピー） ○児童扶養手当認定通知書（コピー） <p>※申請日現在支給を受けていることを証明する書類が必要です。</p> <p>○(上記のいずれもないとき) 児童扶養手当受給証明願（原本）</p> <p>※令和7年12月の支給額が記載されている証明書を提出してください。</p>
⑦ 生活福祉資金の貸付決定を受けた方		<ul style="list-style-type: none"> ○生活福祉資金貸付決定通知書（コピー） <p>※令和7年4月1日以降に貸付決定を受けたことを証明する書類を提出してください。</p>
⑧ 「雇用保険被保険者手帳」を有する日雇労働者の方 ※手帳を有する方以外の保護者に収入がある場合は対象外です。		<ul style="list-style-type: none"> ○雇用保険被保険者手帳（名前・住所・有効期限が確認できるページのコピー） ○手帳を有する方以外の保護者の令和6年中の所得がわかる書類（令和7年度 市民税・府民税・森林環境税証明書など）
⑨ 火災、風水害、震災、その他の災害にあった方		<ul style="list-style-type: none"> ○火災・・・・・・・・・・・・り災証明書（消防署発行）（原本） ○風水害、震災、その他・・罹災証明書（区役所発行）（原本） <p>※令和7年4月1日以降に災害にあり、その程度を証明する書類を提出してください。</p> <p>※住家（居住のために使用している建物。マンション共用部分は対象外）が災害にあわれた場合に限ります。</p>
⑩ 生活保護を停止または廃止された方 ※世帯状況の変更や指示違反による場合は対象外です。		<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護停止・廃止決定通知書（コピー） <p>※令和7年4月1日以降に停止または廃止されたこと及びその理由を証明する書類を提出してください。</p>
⑪ 生活保護を受けている方		<p>証明書類の提出は不要です。</p> <p>※教育委員会より関係局へ確認をさせていただきます。ご了承ください。</p>

ひとり親家庭の確認

- ▶ 申請理由①・④・⑤・⑧については、申請者がひとり親の場合は、申請者に配偶者がいないことを確認するための下記いすれかの証明書類を提出してください。

事由	証明書類（コピーでも可）
ひとり親家庭医療証を交付されている	ひとり親家庭医療証
申請理由①の場合で、ひとり親・寡婦控除を受けている	課税（所得）証明書等のひとり親・寡婦控除が確認できる書類
配偶者が死亡している	申請者の戸籍（※）、住民票除票（申請日時点から事実発生日が3ヶ月以内に限る）など
離婚が成立している	申請者の戸籍（※）、離婚届受理証明書（申請日時点から3ヶ月以内に受理されたもの）など
離婚調停中等である	調停申立書など（注）裁判所の受付日から2年以内のもの。2年以上経過している場合は、別途書類の提出をお願いする場合があります。
遺族年金を受給中である	直近の年金振込通知書等
その他	申請者の戸籍（※）、領事館等発行の独身を証明する書類など

* 戸籍の場合は、申請日時点で申請者がひとり親であることが確認できるよう、申請者本人の「個人事項証明（抄本）」又は「全部事項証明（謄本）」（3ヶ月以内に発行されたもの）を提出してください。（お子さまの戸籍、離婚日の記載は無くてかまいません。）

「申請書」記入例

4月に新1年生、義務教育学校新7年生と同じ学校に通うきょうだいがおられる場合、きょうだいも記入できます。
(ただし、きょうだいは「早期2」申請の取扱いとなり、審査結果の通知は5月末予定です。)

※別の学校に通っている場合は別途申請が必要です。

令和8年度(2026年度)就学援助申請書兼世帯状況票

新1年生用
新7年生用

新入生(大阪市立小・中学校・義務教育学校へ入学予定、義務教育学校新7年生に進級予定)が
申請期間は、令和7年12月1日(月)～令和7年12月19日(金)です。

大阪市教育委員会あて 次のとおり就学援助を申請します。
生活保護適用の有無や扶助費の支給状況について関係所管に確認することに同意します。

令和7年 12月 16日

4月に 入学する学校	大阪市立 淀屋橋	小 中 学 校 義務教育学校	申 → 保護者 者	現 住 所	5 3 0 - 0 0 0 5 電話(06-1234-5678)
新入生 名前 小学校・中学校・ 義務教育学校	オオサカ ハナコ 大阪 花子	学 台 帳 番 号		大阪市 北 区 中之島 1-3-20	
新1年生 新7年生	オオサカ ハナコ 大阪 花子				
新1年生、 新7年生の就学援助費にかかる口座への支払い分については、次の預金口座に口座振替されるように依頼します。 申請者と同一名義の口座のみ利用できます。			学校処理欄 (口座確認)		
振 込 先 口 座 名 義	金融機関名 中之島	支店名 中之島	預金種目 普通	口座番号 0 1 2 3 4 5 6	
	銀行 信用金庫 協同組合	本店 支店 当座	※右詰めて記入してください。	委員会処理欄 銀行コード 支店コード	
	オオサカ タイシケ 大阪 大輔				

同じ名前

4月に新1年生、新7年生と同じ学校の
きょうだい用

4月に新1年生が入学(新7年生が進級)する学校と同じ学校にきょうだいがおられる場合に記入してください。
※きょうだい分の就学援助申請は「早期2」として取り扱い、結果の通知は5月末予定です。

新 2 学 年	オオサカ サブロウ 大阪 三郎	支給方法 □ 徴収金届出口座を利用する。(保護者名義の場合のみ可) □ 就学援助届出口座を利用する。 □ 現金払いを希望する。
新 3 学 年		
新 4 学 年		

次の申請理由①～⑪のうち該当するものに「□」をつけ、証明書類をあわせて提出してください。(申請理由⑪については、証明書類の提出は不要です。)	
<input type="checkbox"/> ① 市民税が非課税である。	<input type="checkbox"/> ⑥ 児童扶養手当の支給を受けている。
<input type="checkbox"/> ② 固定資産税を減免された。	<input type="checkbox"/> ⑦ 生活福祉資金の貸付の決定を受けた。
<input type="checkbox"/> ③ 個人事業税を減免された。	<input type="checkbox"/> ⑧ 雇用保険被保険者手帳を有する雇労働者である。
<input type="checkbox"/> ④ 国民年金保険料を減免された。	<input type="checkbox"/> ⑨ 火災、風水害、震災、その他の災害にあった。
<input type="checkbox"/> ⑤ 国民健康保険料を減免又は徴収猶予された。	<input type="checkbox"/> ⑩ 生活保護を停止又は廃止された。
	<input type="checkbox"/> ⑪ 生活保護を受けている。

《世帯状況(生計を一にする者全員)》		申請理由にかかわらず、必ず記入してください。		世帯人数
令和8年4月1日の状況 (予定)	家族名	申請者からみた続柄	生年月日	在籍する学校名・新学年
	オオサカ タイシケ 大阪 大輔	申請者(保護者)	令和 昭和 西暦 54・1・10	
	オオサカ ケイコ 大阪 景子	妻	令和 昭和 西暦 55・5・4	
	オオサカ イチロー 大阪 一郎	子	令和 昭和 西暦 14・7・21	
	オオサカ ジロウ 大阪 二郎	子	令和 昭和 西暦 23・6・8	北中学校 新3年生
	オオサカ サブロウ 大阪 三郎	子	令和 昭和 西暦 30・7・21	淀屋橋小学校 新2年生
	オオサカ ハナコ 大阪 花子	子	令和 昭和 西暦 31・5・5	淀屋橋小学校 新1年生

就学または、修学上の 上の「新入生」「きょうだい」欄に 記入された方も含めて記入してください。	足の委託します。 動費、 申請者名	記名もれに 注意してください。
---	-------------------------	--------------------

大阪 大輔

「生計を一にする」とは、次のいずれかに該当されている場合の方です。

- 配偶者(事実婚を含みます)
- 税法上の控除対象扶養親族
- 健康保険被扶養者
- 同居している(明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合は除きます)

◎申請者が児童生徒の父母以外の場合について

申請書(裏面)の「特別な事情」欄に、児童生徒の監護を行っている理由を記入してください。

令和8年4月に入学、進級する学校名を記入してください。

※大阪市立の学校に限ります。

※学校選択制等を希望されており、提出日時点では入学する学校が決まっていない場合は、通学区域の学校名を記入してください。

学校に提出する日付を記入してください。

この住所に審査結果通知書を郵送します。
正確(マンション等の場合は部屋番号まで)に記入してください。

連絡のつきやすい電話番号を記入してください。

※お尋ねしたいことがある場合のみ電話させていただきます。

認定後、この口座に就学援助費(入学準備補助金)を振り込みます。

申請書(裏面)の記入例をご覧のうえ、必ず申請者名の口座を記入してください。(ご家族名義のものは不可。)

※振込先のわかる預金通帳や、キャッシュカードのコピーを添付してください。

新1年生、新7年生以外のきょうだいの就学援助費の支給方法を選んでください。

※「徴収金届出口座」とは、学校徴収金の振替(引落)のために設定されている口座です。(保護者名義の場合にのみ、就学援助費を支給するための口座として利用できます。)

※「就学援助届出口座」とは、「徴収金届出口座」とは異なる口座へ就学援助費を支給するために登録する口座です。新規で登録する場合や、既に登録している口座を変更する場合は「口座振替申出書」の提出が必要です。

5 援助の内容

※令和7年度の内容です。令和8年度の内容については、令和8年4月1日以降、教育委員会ホームページ（<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/>）等でお知らせします。

	学校教材費 校外活動費 その他諸費 ※1	修学旅行費 林間・臨海学習費 ※2	学校 給食費 ※3	通学費 ※4	入学準備補助金 ※5	医療費 ※6	独立行政法人 日本スポーツ 振興センター 共済掛金 ※7
小学校	学校徴収金 (児童費・生徒費) の実費	参加した行事 の実費	実 費	実 費	57,060円	学校医療券 支 付	保護者負担額
中学校					63,000円		

※1 認定後は、保護者の同意に基づき、学校徴収金の教材費等（児童費・生徒費会計）に充てますので保護者へ直接の支給はありません。なお、認定結果の通知前にお支払いいただいた金額は、認定後に支給します。

※2 修学旅行費、林間・臨海学習費は、就学援助の認定を受けている期間に参加した行事の実費が対象になります。

（急に参加できなくなった場合のキャンセル料も対象です。）

行事のための積立金が徴収されているときに就学援助の認定を受けていても、行事が実施されるときに就学援助の認定を受けていないと、就学援助費は支給されません。

○修学旅行費 ……小学校・中学校でそれぞれ1回、義務教育学校で2回を限度に支給されます。（キャンセル料含む）

○林間・臨海学習費 …各学年でそれぞれ1回限り支給されます。（キャンセル料含む）

※3 認定後は、保護者の同意に基づき、給食費に充てますので保護者への支給はありません。

※4 次のいずれかに該当する通学にかかる交通費が対象です。

○本人の希望ではなく仕方なく指定校変更により学校を変わらざるをえない場合

（片道：小学校4km以上、中学校6km以上）※定期券等の写しの証明書類が必要になります。

○日本語指導教育（プレクラス含む）、適応指導教育、教育支援センター（適応指導教室）、生活指導サポートセンター（個別指導教室）への通級を行う場合（片道：小学校4km以上、中学校6km以上）

○特別支援学級に在籍する場合 ※定期券等の写しの証明書類が必要になります。

○心和中学校に通われる場合（片道：6km以上）※定期券等の写しの証明書類が必要になります。

※5 小・中・義務教育学校の新1年生、義務教育学校の新7年生が対象です。また、認定日が4月2日以降の場合、支給されません。

※6 医療費の支給対象となる病気は、学校の定期健康診断等の結果、治療を必要とする次の病気です。

○むし歯、慢性副鼻腔炎（ちくのう症）、中耳炎、結膜炎、寄生虫病、アデノイド、白斑、疥癬、膿瘍疹、トラコーマ

治療が必要な場合は、学校が医療券を発行しますので、必ず受診される前に学校にお申し出ください。

医療機関受診時に医療券を提出すると、教育委員会が、患者負担額を、医療機関へ直接支払います。

（就学援助の申請後であれば、認定されなかった場合に医療費を返還していただくことをご了承いただければ、審査結果が出る前でも医療券の交付を受けられます。）

※7 令和8年5月1日時点で認定されている方が対象です。教育委員会が、保護者負担額を、独立行政法人日本スポーツ振興センターに直接支払います。また、海外編入等による年度途中での加入者は、その加入時点で認定されている方が対象です。

（注）他の制度により、同趣旨の支給を受けられる場合は、就学援助費は支給できません。生活保護世帯の場合は「修学旅行費」「医療費」「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金」が援助の対象となります。（共済掛金にかかる給付内容については、障害見舞金及び死亡見舞金です。）

＜その他留意事項＞

*就学援助の申請後に、申請書の内容に変更があった場合（出生・結婚・離婚など世帯状況に変更があった場合や、児童扶養手当の支給停止など申請理由に該当しなくなった場合等）、速やかに申請書を提出した学校に申し出てください。

*提出された申請書や証明書類は、就学援助の審査・支給のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。また、原則として、申請の際に提出された書類は返却しません。

*事実に基づかない申請や、虚偽、不正、資格がないこと等が判明した場合、認定を取り消し、就学援助費の返還を求めることがあります。また、支給された就学援助費が本来の趣旨以外の目的に使用された場合も返還を求めることがあります。

☆☆「申請書」を提出する前にもう一度確認してください！☆☆

○「申請書」の記入もれ、記入誤り ○証明書類の添付もれ ○添付書類の不備（書類の必要な部分がコピーされていない、書類の年度が古いなど）このような場合、審査ができないため結果通知が遅くなることや書類不備で認定できないことがあります。十分に確認してから提出してください。

お問合せ先

教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当（就学支援グループ）
電話：06-6115-7653 ファックス：06-6115-8170

委員会処理欄	認否	コード		保認定日				
--------	----	-----	--	------	--	--	--	--

早期1(書類審査)

校園コード				
-------	--	--	--	--

令和8年度(2026年度)就学援助申請書兼世帯状況票

児童生徒が入学を予定されている学校ごとに1枚必要です。

新1年生用
新7年生用

新入生(大阪市立小・中学校・義務教育学校へ入学予定、義務教育学校新7年生に進級予定)が対象です。

申請期間は、令和7年12月1日(月曜日)～令和7年12月19日(金曜日)です。

4月に入学する学校		大阪市立 小・中学校 義務教育学校						申 請 者 者 現 住 所 名 前 フリガナ	令和7年 月 日			
新入生 名前									大阪市 区			
小学校・中学校・義務教育学校												
新1年生 新7年生												
新1年生、新7年生の就学援助費にかかる口座への支払い分については、次の預金口座に口座振替されるように依頼します。 申請者と同一名義の口座のみ利用できます								学校処理欄 (口座確認)				
振込先	金融機関名						支店名			預金種目	口座番号	
	銀行 信用金庫 協同組合						本店 支店			普通	※右詰めで記入してください。	
	口座名義	フリカナ	名前							当座	委員会処理欄	銀行コード

4月に新1年生、新7年生と同じ学校の
きょうだい用 4月に新1年生が入学(新7年生が進級)する学校と同じ学校にきょうだいがおられる場合に記入してください。
※きょうだい分の就学援助申請は「早期2」として取り扱い、結果の通知は5月末予定です。

同じ新入学生 の新7年 生だ い	新学年	フリガナ	学校台帳番号 処理欄	支給方法	きょうだい分の支給方法について、 どれかに□をつけてください。					
	新学年	フリガナ			<input type="checkbox"/> 徴収金届出口座を利用する。(保護者名義の場合のみ可)					
	新学年	フリガナ			<input type="checkbox"/> 就学援助届出口座を利用する。(口座振替申出書の提出要)					
	新学年	フリガナ			<input type="checkbox"/> 現金払いを希望する。					

次の申請理由①～⑪のうち該当するものに□をつけ、証明書類をあわせて提出してください。(申請理由⑪については、証明書類の提出は不要です。)

<input type="checkbox"/> ①	市民税が非課税である。	<input type="checkbox"/> ⑥	児童扶養手当の支給を受けている。
<input type="checkbox"/> ②	固定資産税を減免された。	<input type="checkbox"/> ⑦	生活福祉資金の貸付の決定を受けた。
<input type="checkbox"/> ③	個人事業税を減免された。	<input type="checkbox"/> ⑧	雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者である。
<input type="checkbox"/> ④	国民年金保険料を減免された。	<input type="checkbox"/> ⑨	火災、風水害、震災、その他の災害にあった。
<input type="checkbox"/> ⑤	国民健康保険料を減免又は徴収猶予された。	<input type="checkbox"/> ⑩	生活保護を停止又は廃止された。
		<input type="checkbox"/> ⑪	生活保護を受けている。

《世帯状況(生計を一にする者全員)》 申請理由にかかわらず、必ず記入してください。					世帯人数	人		
令和8年4月1日の状況 (予定)	フリガナ 家族名		申請者からみた 統柄	生年月日		在籍する学校名・新学年等	委員会処理欄	
	1			申請者 (保護者)	令・平昭・大西暦	・・		
	2				令・平昭・大西暦	・・		
	3				令・平昭・大西暦	・・		
	4				令・平昭・大西暦	・・		
	5				令・平昭・大西暦	・・		
	6				令・平昭・大西暦	・・		

委任状及び同意書

就学援助認定後は、就学援助費の請求、受領、返納、物品購入等に関する権限を、校長を代理人と定め委任します。
また、支給される就学援助費については、直接、学校給食費、又は、学校徴収金の教材費、校外活動費、修学旅行費等に充当することに予め同意します。

申請者名

(裏面も必ずお読みください。)